

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時 平成 28 年 3 月 17 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 35 分
 ■場 所 TKP ガーデンシティ仙台勾当台 カンファレンス 2 (仙台パークビル 3 階)
 ■出席委員 持田委員、永幡委員、遠藤委員、大熊委員、西條委員、廣田委員、
 丸尾委員、森田委員、山口委員、山崎委員、横山委員
 ■欠席委員 風間委員、松木委員、松八重委員、山田委員
 ■事務局 佐藤環境局次長兼環境部長、瀧澤環境企画課長、菊地環境対策課長
 田中環境共生課長
 (環境共生課環境調整係)

■審 議 ・プロロジスパーク仙台泉 2 プロジェクト環境影響評価方法書について（諮問
 第 49 号）
 ■報 告 ・仙台市東部復興道路整備事業に係る環境影響評価事後調査報告書（第 2 回）（案）
 について
 ・仙台市荒井東土地区画整理事業に係る環境影響評価事後調査報告書（工事中第 2
 回）（案）について

■事業者 ・事業者 1 プロロジスパーク仙台泉 2 プロジェクト 事業者
 ・事業者 2 仙台市東部復興道路整備事業 事業局
 ・事業者 3 仙台市荒井東土地区画整理事業 事業者

事務局	【次第 1 開会】 ・審査会成立報告
事務局	【次第 2 資料確認】 ・資料確認
持田会長	【次第 3 審議】 《公開・非公開の確認》 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所に関する事項があれば非公開とする。 → (各委員了承) 議事録署名 丸尾委員に依頼 → (丸尾委員了承)
(審議 1) 持田会長	それでは審議に入る。 審議事項 1 の「プロロジスパーク仙台泉 2 プロジェクト環境影響評価方法書」についてである。前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針等を示していただき、さらに答申案について議論いただきたい。 前回以降の指摘事項等についての説明を事業者にお願いする。
事業者 1 持田会長	(資料 1-1 について説明) 事業者の説明に対し、委員からご質問、ご意見をお願いする。

横山委員	これまでのご説明では、南側の樹林地は手を入れないということだったが、本日現地を視察したところ、本当に手を入れないで済むのかなと感じた。倒木の危険が高そうな場所は、かなり手を入れなければならないのではないか。
事業者 1	安全面のことがあるので、建物が建つ付近の樹木については、多少手を入れる必要があると思う。
横山委員	それは、樹林地に手を入れないと言っても問題がないくらいの程度とお考えか。
事業者 1	あくまで最低限の管理というレベルで考えている。
横山委員	今日現地を視察した結果、我々が「手を入れない」と聞いて想像することよりは、少し手を入れないと、お考えになっているようなことが達成できないかも知れないなという印象を持った。そのあたりは、今後示される緑化計画も含めて、準備書の段階で改めて示して頂きたい。
事業者 1	参考にさせていただく。
持田会長	私も現地ですごく荒れた危険な斜面だという印象を持った。アセスの中でそれをどのように位置づけるかがちょっとわからないが、手の入れ方が問題になってくるということか。
横山委員	樹木・樹林等は、一応配慮項目として頂いているが、場合によっては調査等が必要になってくるのではという気がする。そのあたりは、次の準備書の段階で、もう少し具体的に樹木をどうするかということをお示しいただいて、その上で意見をしたいと思う。
持田会長	他に質問・意見はないか。それでは、続いて答申案について事務局から説明をお願いする。
事務局	(資料 1-2 について説明)
持田会長	ただいま説明された答申案に対してご質問、ご意見をお願いする。
大熊委員	温室効果ガス等に関連して、第一回の審査会の際に意見したことを答申案に盛り込んでいただき、感謝申し上げる。ただし、可能であれば、もう少し文言を追加して頂きたいということがあり、また、第一回の審査会でのご説明が不十分であったところがあるので、改めてご説明申し上げたい。
	温室効果ガスとしてのフロン類については、冷凍・冷蔵庫などに使われており、従来は機器を取り外す際に回収して破壊することが義務付けられていたが、使用中も漏れ出しているということが分かったことから、法律が改正され対策が強化されている。昨年 4 月に改正法が施行されたところだが、この改正法のポイントの一つが、冷凍・冷蔵庫などを設置して管理しているユーザーに対し、使用中のフロン類の漏れがないよう管理を義務付けている点である。そのような背景から、第一回審査会でご意見申し上げた。それに加えて、前回ご説明しなかった点だが、そもそもフロン類を使わない冷凍庫、冷蔵庫というものが既に開発されており、国ではその普及を進めている。そ

	のような冷蔵庫等を設置する際には、国から補助金が出ている。このことから、本答申案について、賃貸先の企業に対して適切な管理を求める前に、ノンフロンの機器を導入して頂くことを求める文言を追加頂く、例えば「適切な装置の導入又は管理を求める」として頂ければと思うが、如何か。	
持田会長	事業者 1	事業者として、賃貸先にそこまで求めることは可能か。
		第一回の審査会の際ご説明させて頂いたとおり、冷蔵庫等の機器は、賃貸先の企業が選択することとなるが、私共の方からそのような助言をすることは可能かと考える。なお、実績としては、例えば本日ご覧いただいた計画地に隣接する弊社施設では、委員がおっしゃったノンフロン冷蔵庫、アンモニアを冷媒とした冷蔵庫を使用している。
持田会長	事業者 1	漏洩しないように適切な管理を求めていただけるということで宜しいか。
		管理自体の責任は賃貸先の企業側にあるが、賃貸先の企業に対して適切な管理を求ることは可能である。
持田会長	事業者 1	具体的に何か誓約書を書かせて出させるのか。
		適切に管理することは法律上の問題であるので、その法の一部を抜き取つて、例えば契約書に記載する等といったことは通常しない。賃貸先の企業に対してそのような助言をさせて頂く。
持田会長		そして、管理を徹底するよりは、最初からノンフロンの装置を導入した方が楽だから、そのような装置を導入してはどうかという話もしていただけると。答申に文言を入れても問題はないということで宜しいか。
事業者 1		はい。
事務局		それでは、「賃貸先の企業に対して適切な装置の導入又は管理を求める」で宜しいか。
大熊委員		はい。最終的には賃貸先の企業の方でご判断いただくということで、どちらかをやってくださいということで十分かと思う。
持田会長	大熊委員	法律上は、適切な管理が義務になっているのか。
		フロンを使っている機器を設置している事業者は、適切な管理が法律上の義務になっているが、罰則規定はない。おそらく事業者の方はご存じだと思うが、新しい制度であるため、色々な機会に注意喚起をしていただけないとありがたい。
持田会長		出来れば賃貸先の企業に対して、法律が改正されたという情報もお知らせいただいて、注意喚起していただければと思う。
事業者 1		はい。
持田会長		では他に。先程の横山委員が意見された南側の樹林地の件は、答申に含めなくても良いか。
横山委員		準備書の段階で、もう少し具体的な計画が示されてから議論することになると思う。

持田会長	答申に含まれていなくとも、議事録に残っていれば良いということか。では他に。
山崎委員	細かいことだが、大気環境の（2）について、「大気質、騒音及び温室効果ガスの影響」とあるが、「温室効果ガスへの影響」の方が良いのではないか。おっしゃるとおりだ。
持田会長	それでは「大気質、騒音及び温室効果ガスへの影響」と文言を修正する。
事務局	他にお気づきの点はないか。無いようであれば、本日のご指摘をもとに新しい案を作成していただき、最終的な文面等の調整については、私と永幡副会長にお任せ頂くことによろしいか。
持田会長	→（各委員了承）
(報告 1)	【次第 4 報告】
持田会長	次に次第 4 報告に入る。 1 件目の仙台市東部復興道路整備事業に係る環境影響評価事後調査報告書（第 2 回）（案）について、事務局から説明をお願いする。
事務局	仙台市東部復興道路整備事業については、平成 25 年 10 月 28 日に評価書の公告を行った。 今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書（第 2 回）の案について事業局より報告いただく。
事業者 2	（資料 2 について説明）
横山委員	ミズオアイの種子を採取したことだが、どのように保存され、また、いつぐらいにどこに播種する予定か。
事業者 2	ミズアオイについては、種子を採取したものの、いつ、どこに播種するかについては決まっていない。
横山委員	種子の保存方法については如何か。8-20 ページの写真を見ると、種子が若いのではないかという印象を受ける。種子の保存にあたり、専門家から助言を受けているのか。また、発芽能力は確認しているのか。
事業者 2	保存方法について、専門家からの助言は特に頂いていない。精製水の中に入れ、冷蔵保存している状態である。種子が若いのではないかというご指摘については、今回は確かに種子の採取時期が早かったかもしれないが、それ以前は 10 月とか、もっと遅い時期に採取した種子もあるので、特に問題はないのではと考えている。現在のところ発芽試験はやっていないが、保管しているものを使って試験をしてみたい。
横山委員	他にも保存されている種子があるということか。
事業者 2	毎年採取している。
横山委員	保存方法と種子の寿命との関係もあると思うし、採取時期が早いことによって、発芽率が悪くなるということも十分考えられる。いつまでその種子を保存するのかにもよるが、もし長期保存するのであれば、ある程度定期的に

	種子の質を確認するということが必要になってくるのではないかと思う。
事業者 2 持田会長	承知した。
事業者 2 横山委員	保存するということは、先々移植するということで宜しいか。 そのとおりである。
	もう一点、盛土法面に使用した外来種の件だが、評価書の段階では緑化に使用した外来種は周辺で確認されていなかったので、今後の調査で確認されれば、盛土法面由来であろうということで調査を始めた。しかしながら、今回の調査で、盛土周辺で外来種が確認され、それらはおそらく法面の緑化以前から生育していたものではないかということだ。そのことに異論はないが、要するに今のやり方では、外来種が盛土法面から広がったのかどうかがわからないということになるので、今後の調査方法等について少し考えていただく必要があると思う。
	本事業に関してはアセス手続きを簡略化したという経緯があり、また、評価書時の調査時期には、震災復旧事業が周辺で行われており、除草剤の散布や草刈が行われ、調査を行うには不適な状況であり、本来そこに生育している植物を全て枚挙することができなかつたという事情があることは重々承知しているが、そのような状況であっても見落としがあれば結局こういうことが起こりうる。例えばナガハグサの仲間であれば、種の同定まで至らなくとも、ナガハグサ属であることは枯れた草でもわかるはずである。9-7 ページにかなり経緯を詳しく書いていただいたが、どういうことがあつたらこういう問題が起こるということをきちんと認識して頂くとともに、今回の震災みたいなことが頻繁にあっても困るが、悪条件の調査で僅かにしか情報が得られない中でも、とにかく最大限に情報を残しておくというスタンスで今後も調査をして頂きたい。
事業者 2 持田会長	はい。
横山委員	もともと周辺に外来種があったから、盛土法面から拡大したかどうかが分からぬということは、この先調査をしても仕方がないというわけか。
持田会長 遠藤委員	やり方を少し考えていただきたいということだ。現在のところ、周辺ではナガハグサとオオウシノケグサが確認されているが、例えばナガハグサしか無いところにオオウシノケグサが出てくれば、おそらく一番近い法面から広がって来ただろうと想定出来ると思う。とりあえず、今年度の調査で現状が把握できたと思うので、そこからどのように広がつていったと考えるのが一番合理的かということを判断することになると思う。
	今後も経過を見て分析を続けるということだ。他に。
	オオタカについて、この地域では、営巣に利用できるような樹林がかなり減少しており、オオタカにとって繁殖しづらい環境だということ、そして考察の結果、この工事の影響ではないということは理解した。今回、ハシプト

	ガラス等の種間関係がオオタカの繁殖に影響している可能性があると考察しております、このことは営巣に利用できる樹林が少ないということが原因の1つであると思う。しかしながら、今回の調査のターゲットはオオタカだけで、実際にはオオタカがないところで、カラスなど他の鳥が工事の影響を受けている可能性は否定できず、それが巡り巡ってオオタカの営巣に影響を与えている可能性も考えられる。オオタカは生態系の指標種として調査しているものであり、オオタカだけが生き残ればいいというわけではなく、そういうことが全体として出てきているということを理解しながら、事業をしてもらいたい。
事業者2 遠藤委員	承知した。 次に、今後のことだが、今回はこの2地区だけを調査しているが、来年度は全体を把握した上で、具体的な調査地を決めてから、調査をするということになるのか。
事業者2 永幡委員	工事を実施している範囲が広がっているので、それに合わせて調査範囲も広げていくこととなる。 環境保全措置の実施状況として、6-4ページに排出ガス対策型・低騒音型建設機械は採用したが、低振動型の機械は採用することができなかつたという記載がある。他の案件でも同様の記載があったが、この辺では低振動型の建設機械を採用することが非常に難しい状況になっているのではないか。もしそのような状況であれば、評価書、あるいは準備書の段階で採用しますと記載するのは如何かと思う。記載するのであれば、状況をきちんと確かめた上で、記載して頂きたい。
持田会長	事後調査報告において、評価書でやるといったことができなかつた、ということは、我々としては承服しがたい。この件については、事前には採用できる、と考えていたのか。
事業者2 持田会長	低振動型の建設機械については、以前は非常に台数が少ないながらも実用化されている部分もあったようだが、台数が少ないので上に使用頻度が低いということで、どんどん使える機械が減っており、現在のところほぼ借りられるものが無いということを確認している。確かに使える可能性が低いのであれば、評価書に記載すべきではなかつたと思うが、極力配慮をしようとした結果、このように記載したところだ。今後はもう少し現実的なところを考えていきたい。
事業者2 横山委員	同じページには、安全教育で環境負荷低減に努めたとあるが、写真を見てても、実際にはどういう形で工事従事者に指導されているのかがわからない。 なるべく騒音を出さないようにとか、無駄な排気ガスを出さないように、という心掛けの部分で教育・指導している。 写真では、工事従事者の方々は何か紙面を見ているのではないか。

事業者 2 持田会長	資料を見て、皆で意識を統一しようということだ。 できれば、このような写真を掲載するよりは、教材とした資料を掲載頂きたい。
事業者 2 持田会長	承知した。 9-3 ページの地盤沈下に関し、井土工区の一箇所の沈下量が、評価書の予測を上回ったとのことだが、問題はないのか。
事業者 2 持田会長	本事業が延長 10km と長い道路であるため、予測の前提となるボーリング調査地点の間隔はあいてしまっている。そのため、予測精度上、どうしても実際の沈下量の測定結果とは誤差が生じてしまう。むしろ問題となるのは、今後沈下が引き続き起こってしまうということだ。盛土工事が終わってからしばらく期間を置いて継続的に確認しているが、沈下の進行は認められていないことから、沈下は終息しているだろうと判断した。
(報告 2) 持田会長	了解した。他に意見・質問はないか。それではこの件については以上とする。本日の質問、意見を事後調査報告書の作成に出来る限り反映させるよう配慮いただきたい。
事業者 3 横山委員	次に「仙台市荒井東土地区画整理事業環境影響評価事後調査報告書（工事中第 2 回）案」について、事務局から説明をお願いする。 仙台市荒井東土地区画整理事業については、平成 21 年 9 月 1 日に評価書の公告を行った。 今回は工事中の環境影響に関する事後調査報告書（第 2 回）の案について事業者より報告いただく。 (資料 3 について説明)
事業者 3 横山委員	94 ページに評価書時と事後調査時の植生調査結果の比較が示されているが、一部の植物群落は消失し、別の群落に遷移したとの記載がある。これは、事後調査で評価書時と同じ地点を調査した結果、判断されたということか。
横山委員	71 ページに現存植生図を示している。事後調査では、当該図に示した調査範囲を調査しており、その範囲は評価書時と同じである。ただし、調査地点が評価書時と全く一致しているかという点は、手元にデータがないので不明である。 そうすると、エビモ群落は消失してマコモ群落に遷移した、アイノコイトモ群落が消失してクサヨシ、ガマ群落に遷移した、という記載が正しいのか少し疑問である。調査地点が全く一致しているのであれば、そのように判断できるが、もし評価書時と調査地点が異なるのであれば、たまたまその調査地点にはなかっただけという可能性もある。例えば、115 ページにクサヨシ群落の写真が示されているが、水面も確認できることから、水路全体を覆う程の植生ではないということだ。つまり、調査地点がある程度ずれてしまう

	と、確認できなかったという調査結果になってしまう。
	どの群落も希少なものとまでは言えないが、環境が変わったことによって水生植物がどのように変化したか、特にここは震災の影響があった場所であるため、このような調査結果は重要であるので、調査結果の記載ぶりについては注意して頂きたい。
事業者 3	了解した。調査時の記録を再確認する。
	なお、71 ページの現存植生図で、事業区域外の北側等の 4 番と示している部分が水生・湿性植物群落である。当該箇所については、改変されていないということを確認している。供用後の事後調査にあたる平成 28 年度に、再度植生調査を実施予定であるので、本日のご意見を踏まえながら調査を実施したい。
持田会長	それでは他に。
山崎委員	87 ページの降下ばいじんの調査結果に関して、評価書では、西～西北西の風の時に砂ぼこりが立つかもしれないと予測していたが、今回の現地調査は 7 月であり、そのような風向の時期ではないのではないか。
事業者 3	調査を実施するタイミングについては、重機の稼働状況を踏まえながら設定した。具体的には、当該年度において西～西北西の風が卓越する冬場まで調査を待つと工事が終了してしまうため、やむを得ず夏に調査を実施した。夏場以降は、重機の集中的な稼働が減ってくるということで、実際の降下ばいじんによる影響は小さくなっていると考える。
持田会長	7 月だと卓越風向はおそらく南東だと思う。表 7.1-1 を見ると、南北両方を調査はしており、南側の方が降下ばいじん量は多くなっている。調査時期がずれてしまったのは仕方がないが、調査をした時の風向を確認して、どちらが風下にあたるのか認識しながら調査をすることが重要だ。
山崎委員	調査された地点は、南側も北側も区域にとっては西側の地点である。そういう意味では、南東とか東側の風が吹いている時期に調査を実施したことは決して間違ってはいない。ただし、その辺の事情が分かるような記載が必要である。
事業者 3	了解した。
山崎委員	次に、平成 28 年度に供用後の調査を実施することだが、その調査地点はどのように考えているのか。
事業者 3	事後調査計画では、43 ページに示した大気質調査地点のうち、①七郷中学校と②六丁目地区の 2 地点を、供用後の住民の車の利用による影響ということでの調査を想定していた。ここに居住する方が、市中心部方面に、あるいは産業道路を通って東側に行くことを想定すると、いずれの場合もこのルートを使うことが想定されるため、この 2 地点を設定している。
持田会長	ここは必要だ。それ以外に、計画地内は必要ないかというご意見だと思う。

山崎委員	もし計画地内で調査を行う場合には、目的をはっきりさせた上で場所を選定して頂きたい。
持田会長	よろしいか。それでは他に。
永幡委員	<p>仙台東部道路から騒音影響の件に関して、いくつか申し上げたい。</p> <p>まず 21 ページの(2)予測方法において、遮音壁に係る記載がないので、どのように予測しているのか分からぬ。おそらく横からの回折、音の回り込みが評価されていないのではないか。実際に現地に行くとわかるが、遮音壁が短いため、復興公営住宅（1期）の東側の建物、特に、その南側ではかなり車の音が大きい。住民の方に聞いてみても、少なくとも復興公営住宅（1期）の東側の建物に住んでいる方は、遮音壁が建った効果を誰も感じていない。交通量が増えているので、その影響もあるかもしれないが、NEXCO のホームページで公表されているデータを基に、私が簡単に試算したところ、交通量増加の影響は 1dB もない。それを踏まえると、遮音壁の効果が本当に充分だったのか疑問だ。少なくとも正しい条件で、つまり、横からの音の回り込みを考慮した計算結果を見せていただきたい。</p> <p>さらにもう一点、現場に行って気がついたが、16 ページで戸建の復興公営住宅が建っているところは、変電所に面している。そのため、道路に面さない地域の環境基準で評価する必要がある。そうすると、本来遮音壁は、戸建の復興公営住宅側まで伸ばさなければならなかつたのではないか。</p>
持田会長	話が分からなくなってしまったが、この遮音壁を設置する件は、評価書で明記されていたのか。
永幡委員	評価書では、本来の環境アセス項目の中ではなく、事業計画の中で、仙台東部道路からの影響が考えられるので、ここに住宅を建てる場合には、組合として適切な対策を検討するということが記載されている。
持田会長	今回、その対策として遮音壁を設置し、その騒音レベルを予測した際に、鉛直方向に遮音壁を飛び越える音だけを考えて、水平方向の回り込みを考えてないので、永幡先生は間違っているとおっしゃっている。遮音壁はもう作ってしまったが、再計算し、環境基準を超えてしまったら、どのように扱えば良いのか。
永幡委員	私もその辺は判断しかねるが、評価書でそのように記載されている以上は、このままにしておくのは、倫理的にまずいのではないか。
事業者 3	評価書では、いわゆる環境影響評価項目としての予測・評価は、この事業が外部へもたらす影響を対象として整理していたことから、この件に関しては事業計画の中で整理していた。その際の対応としては、地区計画等によって沿道の土地利用を考えることであった。しかしながら、震災に伴い高層の復興公営住宅ができるということとなつたため、組合で対応できる範

	囲で検討した結果、遮音壁を設置することとなった。今回お示しした予測は、先生のおっしゃる横の回り込みというのは想えていなかったが、あとはどこまで組合で対応すべきか、ということだと思う。
持田会長	事後調査報告書としては、これはこういう条件でやりましたと明記して、この結果をそのままにするか、あるいは横方向の回り込みも考慮した計算を載せるか、整理が必要だと思う。そこまではアセスの問題で、住んでいる方が、うるさい、どうしてくれるんだと言ったら、その対応はアセスとはちょっと違う話だと思うが、どうか。
永幡委員	この件については、事務局に確認したい。
佐藤環境局次長兼環境部長	事業者さんがおっしゃられたように、後から仙台市が復興公営住宅の建設をお願いしたという経緯があることも踏まえ、この事後調査報告書の書きぶりも含めて、一旦事務局の方でお預かりさせていただきたい。
持田会長	それでは他に。
廣田委員	96 ページから 97 ページにかけて、魚類並びに底生動物の調査結果に関する検証が記載されている。事後調査では確認できなかった、評価書での確認地点は北側や南西側の水路であったとの記載があるが、評価書での確認は具体的にどこで、また、何個体ぐらい確認できたのか教えて頂きたい。
事業者 3	事後調査の調査地点は 73 ページに示している。このうち、評価書での確認地点である南西側の水路が St.3 にあたる。
廣田委員	北側については如何か。
事業者 3	北側の水路については、工事中の排水の流入がないということで、事後調査の対象から外している。
廣田委員	評価書時には、北側の水路で何個体ぐらい確認できたのか。例えば、評価書時に北側の水路では 100 個体ぐらい確認しており、他の地点にはいなかつたという前提で、今回は工事による影響がないので北側の水路を調査の対象から外した、そして、他の地点ではやっぱりいなかつた、という流れであれば理解できる。
事業者 3	申し訳ないが、評価書時の細かいデータが手元にないのでお答えできない。
廣田委員	ニホンウナギは、評価書時も事後調査でも確認できたとのことだが、それは同一の地点か。
事務局	ニホンウナギの確認地点は同じである。
廣田委員	少なくとも前回の確認位置は書いて欲しい。また、今回調査しなかったのであれば、そのことも記載して欲しい。
持田会長	事後調査で確認できなかったとするのではなく、北側は工事による影響がないはずだから、元々調査の対象から外した、ということをきちんと記載して欲しいということだ。他に。
丸尾委員	88 ページの二酸化窒素の調査結果について、評価書の予測結果と比べて濃

持田会長	<p>度が低くなっている、改善されたように記載されているが、予測値はあくまでコンター図からの読み取りであり、また、事後調査も簡易測定であるため、実際の値は±50%くらいの誤差があるっても不思議ではない。特に、二酸化窒素というのは、道路から10m、20m離れると50%くらい変わってくるので、そこまでの精度があるものではない。そのことを踏まえると、ほとんど予測と変わらない値だという程度しか言えない。</p> <p>コンター図からの読み取りでは精度が粗いし、事後調査のサンプリングもかなり誤差があるので、あまり下がった、下がったとは記載しない方が良いということだ。</p> <p>他に意見・質問はないか。それではこの件については以上とする。本日の質問、意見を事後調査報告書の作成に出来る限り反映させるよう配慮いただきたい。それでは、次第5事務連絡にうつる。</p>
事務局	<p>【次第5 事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加意見の聴取 本日審議した事業について追加意見 3月24日（木）夕方5時まで ・次回審査会日時 4月28日（木）10:00～ ・予定案件 未定 ・平成28年3月に審査会委員退任予定の森田委員よりご挨拶。
事務局	<p>【次第6 その他】</p> <p>特になし</p>
事務局	<p>【次第7 閉会】</p> <p>《審査会終了》</p>

平成28年5月19日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 持田 伸

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 丸尾 容子

